

資料4 地球温暖化対策実行計画【事務事業編】参考資料

(1) 電力使用量当たりの排出量に係る排出係数について

電力排出係数の推移を下表に示します。なお、2018（平成30）年度以降は、複数社から電力を調達しており、各社の排出係数を示しています。

なお、東京電力の排出係数は、2013（平成25）年度は、基礎排出係数と調整後排出係数の値に差がありますが、2014（平成26）年度以降は大きな差はありません。

電力排出係数の推移

	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度
東京電力エナジーパートナー	0.525 0.406	0.531 0.522	0.505 0.496	0.500 0.491	0.486 0.474	0.475 0.462	0.468 0.455	0.457 0.442	0.447 0.457	0.457 0.456
株式会社 F-Power						0.502 0.513	0.508 0.527	0.448 0.514	0.447 0.448	0.472 0.505
リエスパワー株式会社						0.521 0.000	0.503 0.000	0.445 0.445	0.556 0.445	0.368 0.000
リエスパワーネクスト株式会社						0.586 0.491	0.577 0.419	0.542 0.374	0.473 0.542	0.508 0.424
(株)Loop							0.498	0.545	0.361 0.498	0.380 0.216
ミツウロコグリーンエネルギー(株)								0.334 0.491	0.344 0.334	0.342 0.000
東京ガス(株)								0.396 0.364	0.369 0.396	0.435 0.249
(株)新出光								0.481 0.492	0.474 0.497	
東京電力パワーグリッド(株)										0.434 0.434
(株)サイホープロパティーズ										0.582 0.653
(株)サニックス										0.562 0.647

上段：基礎排出係数、下段：調整後排出係数

出典：環境省HP

(2) 「その他の取組」、「共通的な事項」の詳細

a. 財・サービスの購入時の取組

【物品調達の基本指針】

温室効果ガス排出量の削減に向け、事務及び事業から生じる財やサービスの購入にあたり、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（環境配慮契約法）の目的及び地方公共団体としての責務を果たすため、環境物品等の調達を適切に実施します。

【国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）】

（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

【国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）】

（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）

第4条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、地方公共団体にあってはその区域の自然的社会的条件に応じて、（省略）、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の削減に配慮した契約の推進に努めるものとする。

【共通】

- エコマークなど、環境ラベルの付いた商品を購入します。
- 再利用が可能な製品を購入します。
- 長期間使用が可能な製品を購入します。



<エコマーク>

再生資源を利用した製品や、ごみ・汚染物質を減らすなど環境保全に役立つ商品に付けられている。マークの下段には、効果表示が付されている。

※その他の環境ラベルとして、グリーンマーク、PET ボトルリサイクル推奨マーク、牛乳パック再利用マーク、間伐材マーク、エコリーフ環境ラベル、PC グリーンラベル、省エネラベリング制度、統一省エネラベルなどがあります。

【用紙類】

【コピー用紙など】

- グリーンマークの付いた古紙配合率の高い用紙や市中回収古紙を使用した製品を使用します。
- 白色度の低い製品を使用します。
- 再生できる用紙類を購入し、ノーカーボン紙、感熱紙、ビニールコート紙等はできるだけ使用しません。

【印刷物】

- 古紙配合率の高い印刷物を発注します。
- 非塗工紙を使用します。

【その他紙製品】

- 再生紙が使用されている製品を使用します。
- 窓付き封筒については、リサイクルの促進から、窓部分がグラシンのものを使用します。



＜グリーンマーク＞

原則として古紙40%以上を使用した製品に付いている（古紙再生促進センター）。

【容器・包装材・スプレー】

【液体石鹸、ボールペン芯、合成のり、プリンターインク、食品ラップ】

- 簡易包装品や詰め替え可能な製品を購入します。
- リターナブル容器で販売されている製品を購入します。
- リサイクルの仕組みが確立している包装材を選択します。
- 非フロン系エアゾール製品を購入します（ダストブロワー等）。

【OA 機器、家電製品】

【コピー機、パソコン、プリンタ、ファクシミリ、洗濯機、冷蔵庫、テレビなど】

- エネルギー消費効率の高い製品を導入・更新します。
- 適正規模の機器を選択します。
- 国際エネルギースター計画基準に適合している機種を選択します。

＜エネルギースター＞



オフィス機器の国際的省エネルギー制度。コンピュータ、ディスプレイ、プリンタ、ファクシミリ、複合機、及びデジタル印刷機、コンピュータサーバの9品目で、省エネ性能についてそれぞれの基準が設定され、この基準を満たす製品に左記の「国際エネルギースターロゴ」の使用が認められている。

【電力】

- 市有施設や設備にて使用する電力について、環境配慮契約法第4条に基づき、購入・契約します。
- 個別に購入・契約する電力については、価格以外の再生可能エネルギー割合にも注視し、契約します。

【自動販売機】

- 自動販売機設置の必要性を検討し、必要性が認められた際は、適正な台数を見直し、検討します。
 - 設置にあたっては、ピークカット機能[※]付き清涼飲料用販売機など、エネルギー消費の少ない自動販売機を導入します。
- ※日中の電力需要が高まる時間帯に冷却運転を停止する機能。

b. 財・サービスの使用時の取組

【用紙類の使用】

- DXにより業務の効率化、ペーパーレス化を進め、用紙類の使用量を削減します。
- ペーパータオルなど、使い捨て製品の使用は自粛します。
- 用紙類の使用量を把握し管理します。

【電気の使用】

- 電気製品の使用においては、適切な管理を行い、電力使用量を抑制します。
- 1～2階の移動には、できるだけ階段を利用し、エレベーターの使用を削減します。
- ノー残業デーの実施を徹底します。
- 電気の使用量を把握し、管理します。

【公用車燃料の使用】

- 次世代自動車、低燃費車を優先的に利用します。
- 庁舎間の定期便を設定し、公用車の利用を削減します。
- 相乗りを励行します。
- エコドライブを徹底します。
- 自転車利用を促進します。
- 車両整備を徹底します。
- 公用車走行ルート of 合理化を図ります。
- ガソリン、軽油の使用量及び走行距離を把握し、管理します。

【その他燃料の使用】

- ボイラー等の適正運転、定期的なメンテナンスを実施し、燃焼効率を向上します。
- ガスコンロ湯沸かし器を効率的に使用します。
- ガス空調の温度設定を適切に管理します。
- ガス、重油、灯油の使用量を把握し、管理します。

【その他】

- 製品の繰り返し使用（再利用）を徹底します。

c. 廃棄時の取組

【減量化】

- 給食センターなどでは、調理・栄養適正管理指導により、生ごみを減量します。
例) 残飯を減量化する献立メニューなど。

【資源化・リサイクル】

- 分別収集用回収容器を設置し、紙類、瓶、缶、ペットボトル、発泡スチロールなどをリサイクルします。
- トナーカートリッジは回収・リサイクルを進めます。
- 給食センターの残渣の堆肥化を進めます。
- 生ごみ処理機やコンポスターの設置により、生ごみを資源化します。
- 資源回収品目の拡大について検討します。
- 廃棄物情報を調査し、周知します。
例) ごみ量（発生量、処理量、資源化量など）、ごみの性状・組成、処理ルート、コスト（処理コスト、輸送コスト）。
- 自治会などと協働し、市民のリサイクル活動を組織的に実施します。

d. 設計・施工時の取組

【緑化等】

- 建物の壁面や屋上、敷地内の緑化を図ります（目標：敷地面積の20%以上）。
- 緑化の際には、地元種や大気浄化作用の高いものを用いた緑化を行います。
- 建設予定地等に野生植物がある場合、適切な場所へ移植等を行います。

【緑化計画届出制度（埼玉県）】

埼玉県では、緑化計画届出制度により、敷地面積 1,000m²以上の建築行為を対象として、緑化計画の届出を義務づけている。緑化計画では、緑化基準により都市計画法に規定する用途地域の指定の有無に応じて、緑化面積を確保することとしている。また、緑化方法は、樹木、芝等の地被植物、コケ類、多肉植物類、ツル植物などを用いて、敷地、建築物上、壁面に緑化することにより行うものである。

緑化面積は、用途地域が定められていない区域では敷地面積の25%、用途地域が定められている場合は建蔽率に依存するが、建蔽率60%の場合で敷地面積の20%となる。

【熊谷市景観条例】

熊谷市では、景観計画及び景観条例に基づき、一定規模以上の行為に対して、届出を要することとしている。

【温室効果ガス排出量の少ない設備の導入】

- 灯油、LPG、LNG、都市ガスの使用設備について、温室効果ガスの排出の少ない設備を導入します。
- 重油を燃料としている設備について、他の燃料への転換なども含め、見直しを行います。

- 空調設備の契約時には、廃棄時の冷媒回収まで含めた見積りを徴取するなど、環境に配慮します。

【省エネルギー】

- 設備更新時等において省エネルギー型建築設備を導入します。
(エレベーター、照明機器、空調設備など)
- 未利用エネルギーを活用します。
(ごみ焼却余熱など)
- 地域冷暖房を検討します。
- エネルギーコストの抑制のための監視システムを検討します。

【温室効果ガスの低減に資する素材の選択】

- 環境負荷の少ない工法を採用します。
(打ち込み型枠、プレキャストコンクリート化など)
- 再生資材を利用します。
(再生砕石、再生合板、プラスチック再生品、汚泥改良土、汚泥焼成レンガなど)
- 再生資源利用計画書等を提出します。
- 建設副産物の有効利用を行います。

【施工時の廃棄物の減量】

- 建設副産物の発生を抑制する工法、使用資材を採用します。
- 資源物の分別保管施設を設置します。

e. 管理時の取組

【緑化等】

- 緑化の推進と維持管理を行います。

【設備の適正管理】

- 空調設備の管理を徹底します。
- 各時間帯の運行管理等、エレベーターの高度制御を行います。

【省エネルギー】

- 「節電推進員」を選任し、「節電対策」、「クールビズ」及び「ウォームビズ」の徹底と円滑な実施を図ります。

【廃棄物の減量】

- 資源物の分別保管施設を管理します。

【その他】

- 代替フロン冷媒使用機器の定期的な点検を行います。

f. 修理・解体時の取組

【廃棄物の減量】

- 建設廃棄物の処理状況を確認します。
- 請負者へ建設廃棄物処理計画書の提出を求めます。
- 請負者へ分別排出の徹底を指示します。
例) 再生可能品目、一般廃棄物、安定型産業廃棄物、管理型産業廃棄物、中間処理に適合した品目、処理困難物など。
- 建設廃棄物の再資源化を行います。
例) アスファルトコンクリート塊、セメントコンクリート塊、路盤材、廃木材、アルミ、鉄くず、残土。
- 上下水道及び工業用水道汚泥を資源化します。
- 汚泥再資源化製品の普及、販路拡大を行います。
- 電線等のリサイクルを行います。
- 廃棄物の有効利用のため以下の事項を行います。
 - ・発生量を把握します。
 - ・他の公共事業との情報交換、調整を行います。
 - ・一時保管のためのストックヤードを整備します。

【その他】

- 修理時、廃棄時の代替フロンの回収・再利用・破壊の監視を行います。